

国民健康保険の届出は忘れずに

卒業・就職・退職などで健康保険の変更があるときは14日以内に届出が必要です。以下に該当する場合は必要書類等をお持ちのうえ、保険医療課医療保険年金係、または各支所に届け出てください。

【国民健康保険に加入するとき】

社会保険等をやめたとき(扶養をはずれたときも含む)	
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険等をやめたことがわかる証明書 ・個人番号のわかるもの ・印鑑
安芸高田市に転入したとき(転入前が国保の場合)	
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書 ・印鑑

【国民健康保険をやめるとき】

社会保険等に加入したとき(扶養になったときも含む)	
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証 ・社会保険等の保険証(コピー可) ・個人番号のわかるもの ・印鑑
安芸高田市から転出するとき	
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証 ・印鑑

注意!

届出が遅くなると...

国民健康保険の加入日は、届け出た日からではなく、前の社会保険等の資格がなくなった日までさかのぼり、保険税もその月までさかのぼって課税されます。

注意!

届出が遅くなると...

保険税が課税され続け、社会保険等と二重に支払いをしてしまうこともあります。
※誤って市が交付した国民健康保険証で医療機関等を受診した場合、保険が負担している医療費(7割から9割)を、後日市に返還することになります。

他の保険への変更中に病院にかかるときは?

次の保険証の交付に日数がかかるときに医療機関等を受診するときには、保険の切り替え手続き中であることを必ず伝えてください。切り替え手続き中は、市が交付した国民健康保険証を使えません。

修学中の方の国民健康保険証

通学のために安芸高田市から転出して別の住所に住んでいる方は、引き続き親元の世帯と同じ市が交付した国民健康保険証が使える場合がありますので該当する方は届け出てください。

※3月までに修学中の方の保険証を交付している世帯へ、修学状況を確認する通知をしていますので、内容の確認をお願いします。

〈届出時必要書類等〉

- ・修学先の学校名、修業年限か学年が確認できるもの(在学証明書や学生証など)
- ・個人番号のわかるもの
- ・印鑑

※卒業後、引き続き国民健康保険に加入される方は、住民票のある市町村の国民健康保険に加入することになり、その際安芸高田市にも届け出が必要になります。

問 保険医療課 医療保険年金係 ☎ お太助フォン 42-5619



いきいき介護



vol. 21

高齢者に関するお悩み相談 地域包括支援センター

今までできていたことができなくなった...

介護ってどうしたらいいの?

介護保険サービスを利用するには...?

誰に相談すればいいの?

介護することに疲れてしまった...

近所の一人暮らしの高齢者が心配...

地域包括支援センター

高齢者やご家族のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護・福祉・医療など、それぞれの専門員(社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員・介護支援専門員)が連携を取りながら支援します。

いろいろな支援をしています

何でも相談してください

- ・介護に関する相談や心配ごと
- ・福祉、健康、生活に関する相談場所

高齢者の権利を守ります

- ・高齢者虐待や消費者被害に迅速に対応
- ・成年後見制度(利用)の紹介

暮らしやすい地域づくり

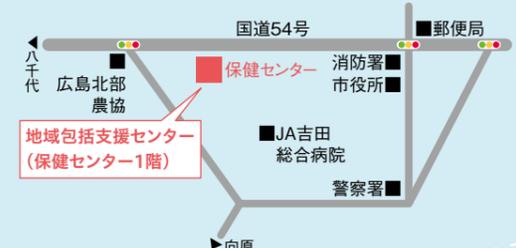
- ・介護支援専門員(ケアマネジャー)の後方支援
- ・さまざまな関係機関と連携した総合的な支援

自立した在宅生活への支援

- ・要支援1、2(要介護認定)の方や介護が必要となる恐れのある方を対象に支援
- ・介護保険の相談や説明、申請代行

相談はこちらまで!

地域包括支援センター
(保健センター1階 社会福祉協議会内)
吉田町常友1564-2
☎ お太助フォン 47-1132 ☎ 47-1312



問 健康長寿課 高齢者生活支援係 ☎ お太助フォン 47-1281